

20高福第1139号
平成20年11月12日

介護保険施設等管理者様

愛知県健康福祉部長
(公印省略)

個人情報の安全管理措置の徹底について(通知)

今般、県内の介護老人保健施設において、利用者の個人情報がインターネット上に流出するという事例がありました。これは、インターネットサイトのサービス機能を利用する際に、その設定を誤ったために起きたものです。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第20条は、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えいの防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置(安全管理措置)を講じなければならないと定めています。

また、厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日策定)では、医療・介護関係事業者が行う安全管理措置は、組織的、人的、物理的、技術的な面から行う必要があるとし、その具体例として、個人情報保護に関する規程の整備、個人情報保護推進のための組織体制等の整備、従業員に対する教育研修の実施などをあげています。

つきましては、個人情報漏えいの再発防止のために、個人情報の安全管理措置について徹底を図りますよう介護老人保健施設をはじめ、他の介護保険施設等についても周知をお願いします。

なお、複数施設を運営する法人にあっては、周知方遺漏のないようにしててください。

担 当 高齢福祉課介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289(ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6919